

長門市未利用地・低利用地の利活用に関する提案募集 実施要領

1 趣旨

長門市が所有する土地（以下「市有地」という。）の有効活用をより一層進めるため、自らが実施主体となろうとする事業者の皆様から、市有地の有効活用に係るニーズやアイデアをご提案いただき、活用の方向性や事業者公募等の検討の参考とするものです。

なお、各土地について、現時点で売却受付中のものは提案募集中に成約する場合があります。また、現時点で売却等を決定していないものはその時期もお示しすることはできませんので、あらかじめご承知おきください。

2 対象市有地

資料1「未利用地・低利用地一覧（令和7年度調査対象地）」のとおり

3 スケジュール

- ① 実施要領の公表 令和7年5月1日（木）
- ② 募集締め切り 令和7年6月13日（金） 17時まで
- ③ 概要の公表 令和7年9月予定

4 提案募集の内容

（1）提案募集の対象者

事業を行うに相応しい資力、経営力、信用力、技術力及び法的資格を有し、後に利活用事業者公募等を実施した場合に応募する意向のある者とし、ます。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- ・ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものである者

（2）提案募集の項目

- ① 利活用の提案内容
- ② 利活用の範囲・方法
- ③ 利活用に向けて想定される課題

④ その他

5 提案募集の手続き

(1) 現地確認の参加申込

現地見学会の開催は予定しておりません。周辺からご確認ください。

(2) 提案書の提出

様式1「利活用に関する提案書」を作成し、電子メールにてご提出ください。なお、電子メールの件名は【提案書の提出】としてください。

その他、必要に応じ補足資料（提案募集項目についての意見・考え等を記載した追加資料（様式指定なし）、イメージパース、配置図等）の提出も受け付けています。

① 提出期限 令和7年6月13日（金） 17時まで

② 提出先 8 問い合わせ先のとおり

※ ご提案をいただいた内容について、本市担当者から確認のご連絡をさせていただきますことがありますので、ご対応方よろしく願いいたします。

(3) 提案募集結果の公表

提案募集の実施結果については、公表を予定しています。内容としては、「住宅地〇件、太陽光発電用地〇件の提案があった」等、技術的な内容に触れず、提案者が特定されない簡易的な公表とさせていただきます予定のため、ご提案をいただいた方々への確認は基本的に行いません。

6 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

提案募集への参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

提案募集への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

提案募集終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

7 別紙・参考資料

資料1 未利用地・低利用地一覧（令和7年度調査対象地）

資料2 物件情報

様式1 利活用に関する提案書

様式2 質問書

8 問い合わせ先

〒759-4101 長門市東深川1 3 3 9番地2

長門市企画総務部監理管財課

T E L : 0837-23-1253 / F A X : 0837-22-4545

E-mail : kanri.kanzai@city.nagato.lg.jp

9 調査内容に関する質問

本提案募集に関して、より具体的に確認したい内容等がある場合は、様式2「質問書」に質問内容を記載の上、電子メールにてご提出ください。なお、電子メールの件名は【質問書の提出】としてください。

質問に対する回答は、情報の共有を図る観点から、随時長門市ホームページに掲載します。

※ 質問の内容によっては、回答に時間をいただく場合があります。